

保育料無償化における施設利用料等について

○令和元年10月から保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を受けられた場合、認可外保育施設の利用料も**無償化の対象**となり、その一部又は全額が給付されます。給付方法は次のとおりです。

認可外保育施設等利用料

○償還払方式（保護者支払い分について、請求に基づき市が直接給付する方式）となります。一度利用料を施設にお支払いいただき、上限額以内の利用料を後から市が各保護者の登録口座へ給付します。

【給付額】 37,000円を上限に施設に支払った利用料（月額）

※0～2歳児の非課税世帯については、42,000円が上限額

【提出書類】 ①振込口座登録書（初回のみ）

②請求書 ※同一年度内分は、まとめて請求することも可能です。

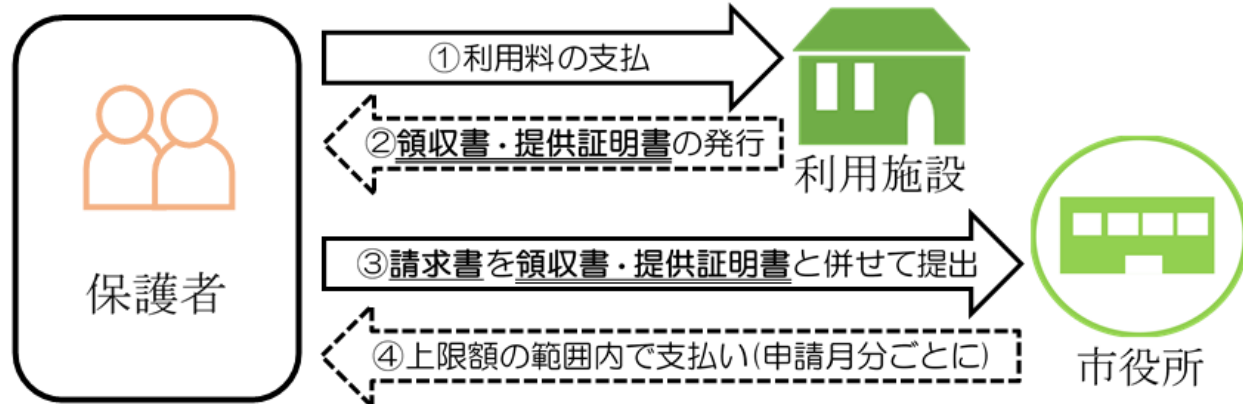
※複数施設を利用の場合、1か月分はまとめて請求してください。

※様式は市ウェブサイトからダウンロード可能です。

【提出先】 柏原市役所こども施設課 ※郵送可

【振込日】 請求書受付月の翌々月の末日まで

認可外保育施設等の利用料（イメージ）



※無償化の対象となるためには、保育の必要性の**認定を受ける必要があります**が、施設の利用については、従前と同様にご利用いただけます。

※施設は、施設の所在市町村で無償化対象施設として公示されている必要があります。

問い合わせ：〒582-8555 柏原市安堂町1-55

柏原市役所こども施設課

072-972-1581(課直通)